

コダマ盗難補償

ご購入の自転車は、ご購入日(防犯登録日)より3年以内に盗難に遭った場合は、お買い上げ商品と同等商品もしくは同価格商品(原則同一メーカーのもの)を補償いたします。(オプション品は含みません)

〈お客様ご負担額〉上記補償を受けられる際には、下記のとおりご負担いただきます。

| | |
|------|------------|
| 1年目 | 税込本体価格の20% |
| 2～3年 | 税込本体価格の40% |

※幼児車(14～18インチの幼児用自転車)は2年間の補償となります。

〈盗難が発生したら〉

自転車が盗難された場合は、直ちに最寄りの警察署もしくは交番に「盗難届」をご提出下さい。届出は必ず盗難補償の有効期間にしてください。有効期間経過後の届けは補償の対象外となりますのでご注意ください。なお、盗難補償手続き後、盗難自転車の所有権は当社に移転することになります。

※新しくお渡しする自転車と盗難事故車との金額に差額が生じる場合には、その差額をご負担いただきます。

※新しくお渡しする自転車の価格が盗難事故車の価格を下回った場合でも、差額の返金はございません

〈補償の対象外となる場合〉

ご加入者様の故意、重大な過失、置き忘れ、紛失、公権力の行使、地震、風水害、詐欺・横領に起因するもの。自転車本体の構成部品(サドル・車輪等)、オプション部品・用品等の盗難の場合。事故等による自転車本体の全損の場合。日本国外で盗難に遭った場合。

◇警察への盗難届出日が盗難補償加入日より3年を過ぎている場合。

(幼児車の場合は2年を過ぎている場合)

◇警察へ盗難届を出してから、盗難補償で新車をお渡しするまでの間に盗難された自転車が発見された場合。(発見された自転車が損傷しており、当社で算出する修理代金が免責額を超える場合は、盗難補償が受けられます。)

◇他の保険を利用して自転車(代替車)を受け取られた場合。

盗難に遭われたら..

①盗難場所最寄りの交番に盗難届をご提出ください。

必要なもの

- ・印鑑
- ・防犯登録カード

⇒

②所轄の警察署に受理No.が記載された証明書の発行を受けてください。

※証明書は盗難届出を提出して発行までに数日かかります。

⇒

③店舗へ盗難補償の申請手続きにおいでください。

必要なもの

- ・印鑑
- ・防犯登録カード
- ・受理番号記載の証明書